

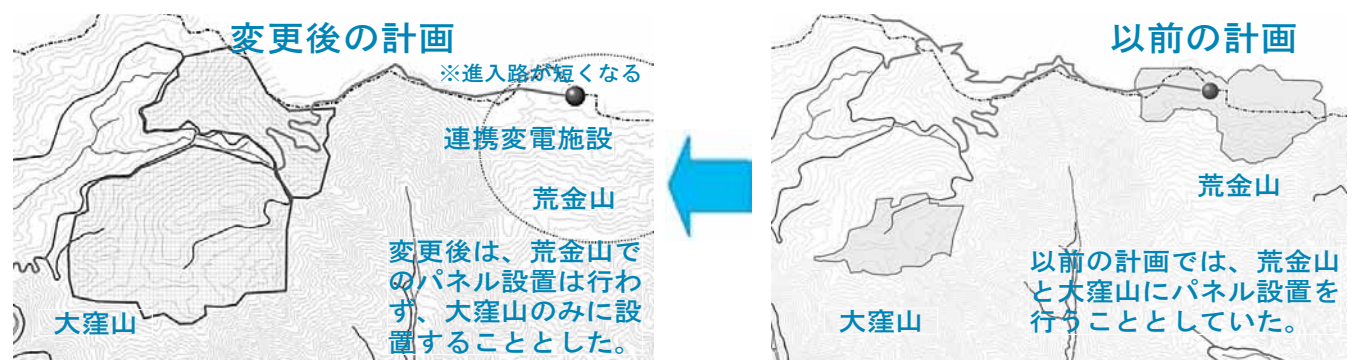


# 吉浜地区太陽光発電事業 に関する説明会を開催しました

### 今後の予定

① 新型コロナウイルスの感染拡大が沈静化した段階で、事業計画の変更について市が主催する住民説明会を開催します。

② 市民の皆さんの理解が得られたならば、関係者の間で事業実施に関する協定書を締結した上で、新たに土地賃貸借契約を締結します。



市は3月27日に、吉浜各地区の代表者を対象に、太陽光発電事業の計画変更に関する説明会を開催しました。

本来であれば、市民の皆さんを対象とする同様の説明会を早急に開催すべきところですが、新型コロナウイルス感染予防のため、人が密集する会議の開催を自粛していることから、先に紙面にて3月27日に開催した説明会の概要をお知らせします。

### 事業計画の変更概要

① 土地の形状変更が必要な荒金山では太陽光パネル設置を止め、変電施設だけを設置し、大規模な造成工事を行いません。

② 太陽光パネルは大窪山のみに設置します。このため大窪山の使用面積は増えますが、全体の発電規模は縮小します。

### 建設期間中濁水対策(大窪山牧場イメージ図)

一次・二次土砂流出対策、植生土壌、シガラ柵の設置

### 市からの説明

吉浜地区太陽光発電事業については、吉浜地区内外からの反対署名や、一方で事業を推進すべきとの要望などさまざまな意見をいただいています。

その中で、地区住民より「事業に対する市の考えを聞きたい」との声が寄せられたことから、市主催による説明会を開催することにしました。

### 市の基本姿勢

① 地球温暖化の影響が、自然災害の増加からサケ・サンマの漁獲量などにも広がる中、温暖化抑制の対策は全世界の重要課題で、再生可能エネルギーへの転換は不可欠です。

② 太陽光発電事業は、温暖化対策だけでなく、地元企業への工事発注、税収による市民サービスの維持拡大、地元への利益還元による地域活性化など、大変有意義な事業であると認識しています。

③ 市内に太陽光発電の適地と、そこで発電事業を計画する

### 出席者の主な発言と応答

③ 大窪山の太陽光パネル設置レイアウトは、希少植物保護のため湿地を避けるなど、より自然環境に配慮するよう変更します。

④ 大窪山は県の自然公園条例の規定により土地の形状変更は原則認められないため、パネル設置では杭打ち工法を採用し、低木の伐採などは最小限にとどめます。

④ 大窪山の太陽光パネル設置レイアウトは、希少植物保護のため湿地を避けるなど、より自然環境に配慮するよう変更します。

④ 大窪山は県の自然公園条例の規定により土地の形状変更は原則認められないため、パネル設置では杭打ち工法を採用し、低木の伐採などは最小限にとどめます。

### 市による事業管理

市は、吉浜地区での太陽光発電事業に対し、災害や環境に配慮した工事にするため、次の通り指導・管理を行います。

① 事業実施に関する土地賃貸借契約書などに、工事段階から発電所が稼働した後に、市が事業内容を調査・指導し、従わない場合は事業を停止・中止させることを明記します。

② 市は、県立自然公園の管理者である岩手県と連携し、専門的な助言を得ながら事業実施の指導にあたります。

杭基礎 (打込み杭、スクリュウ杭)

に、市はこの事業を実施した場合のメリットを示してほしい。

④ 固定資産税や土地の賃借料などで年平均8千万円前後の収入増となるのが大きなメリットです。

④ 吉浜川の水が濁ると、サケのふ化場への影響が心配だ。サケのふ化場で使用する水は井戸から汲み上げており、影響はないと見込まれます。

○ 他にも、次のような貴重な意見をいただきました。

■ 今回の計画変更が地域の不安を解消するためであれば、住民に対して変更の意義などを詳しく説明することが大切だ。

■ 今後、吉浜地区住民の意向を再度確認するのであれば、住民を二分するようなことにならないよう、また事業期間中に成人する年代の意向も反映できるように、把握の方法を検討してほしい。

※この事業に関して質問や意見がある場合は、左記へ連絡ください。

▽環境未来都市推進室 (管内線214)